令和4年度 八女市立西中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に係る本校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 (いじめ防止対策推進法)

(2)基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全 な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危 険を生じさせる恐れがある。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為(イ ンターネットを通じて行われるものを含む。)を受けているにもかかわらず、心身の苦 痛を感じない者等がいる。

従って、本校では、いじめは全ての生徒に関わる問題であるという全職員の認識のもと、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

2 いじめの防止等対策のための基本施策

(1) いじめの防止のための取組

- ① いじめをしない、いじめを見過ごさない態度を育成することに組織的に取り組む。
- ② 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ③ 生徒自らがいじめ防止に対して主体的に取り組むことができる態度を育む。
- ④ 集団としてのよりよい学びができるよう、授業の充実を図る。

(2) 早期発見・いじめ事案への対処の在り方

① いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、在籍する生徒全員に対して定期的な調査を次の通り実施する。

- ア いじめ問題に特化したアンケートの実施・・・月1回(月末)
- イ 生活アンケートの実施・・・・・・・・・年3回(6、11、2月)
- ウ 教育相談を通した聞き取り調査・・・・・年3回(6、12、2月)
- エ アセスの実施・・・・・・・・・・・年2回(6、11月)
- ② いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - アいじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

- イ いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止 のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への 指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間、学習を行わせる措置を講ずる。
- エ いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないよう、関係保護者と当該事案に 係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等関係機関との連携を行い対処する。
- ③ インターネット上のいじめへの対応

生徒及び保護者が、インターネット等を通じて送信される情報の性質を踏まえて、 これらを通して行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、研 修会を行う。

- ア 生徒対象 ネットいじめ防止講演会
- イ 保護者対象 ネットいじめ防止講演会
- ウ 保護者対象 地区懇談会 (ネットトラブル防止をテーマに懇談)

(3)教育相談体制、生徒指導体制の構築

① いじめの相談体制

生徒や保護者がいじめに係る相談ができる相談体制の整備

- ア スクールカウンセラーの活用
- イ いじめ相談窓口の設置
- ウ 相談ポストの活用
- ② いじめの防止等の対策に従事する人材の確保 いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に 関わる職員の資質向上を図る。
- ③ 「いじめ対策委員会」の設置 事案に対していじめに該当するか否かを組織的に判断し、対処する機関として「い じめ対策委員会」を設置

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導主事、専任補導、学年代表、生徒支援、養護教諭 (必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、 スクールサポーター、特別支援教育コーディネーターが入る)

〈活 動〉

- (1) いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- (2) いじめの防止に関すること
- (3) いじめ事案に対する対応に関すること

- (4) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深める こと
- (5) いじめ解消の有無の判断

〈開 催〉

週1回を定例会とし、いじめ事案が発生したときは緊急開催とする。

(4) 保護者、地域への情報発信と連携体制

保護者に対して、以下の広報啓発活動を行う。

- ① 保護者アンケートを行う。
- ② 保護者会等(入学式、PTA総会)に警察関係者を招聘し啓発のための講演会を実施する。
- ③ 西中学校のHPにいじめ防止基本方針を掲載し、保護者に理解と協力を求める。
- ④ 学年保護者懇談会、地区懇談会等でいじめに関する保護者啓発を行う。
- ⑤ PTA理事会等において、いじめに関する報告を行い、協力を求める。

(5) 校内研修の充実

いじめに関する校内研修を計画的に実施し、全職員でいじめ防止、発生時の措置等についての研修を行う。

4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処をとる。

- ① 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告すると共に、八女警察署に相談する。
- ② 八女市教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にする ための調査を行う。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした生徒の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

5 評 価

PDCAサイクルの考え方に従い、 次の要領で評価を行いながら、その期間の取組 が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- ① 年に2回(7月、12月)、年間計画に沿った取組の「取組評価アンケート」を 実施する。
- ② 分析結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。
- ③ 学校評価にいじめに関する項目を明記し、学校として事案に対する評価を行う。